

地域共生社会の意義

「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりに関するこれまでの経緯	
平成27年9月	「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」「新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討PTJ報告書」多機関の協働による包括的支援体制構築事業(平成28年度予算)
平成28年6月	「ニッポン一億総活躍プラン」(閣議決定)に地域共生社会の実現が盛り込まれる
7月	「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の設置
10月	地域力強化検討会(地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に關する検討会)の設置
12月	地域力強化検討会 中間とりまとめ
平成29年2月	「我が事・丸ごと」の地域づくりの強化に向けたモデル事業(平成29年度予算)
5月	社会福祉法改正案(地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案)を提出 「地域共生社会」の実現に向けた(当面の改革工程)を「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部で決定
6月	社会福祉法改正案の可決・成立 → 6月 改正社会福祉法の公布 ※ 改正法の附則において、「公布後3年を目標として、市町村における包括的な支援体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要なあらざるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」と規定。
9月	地域力強化検討会 最終とりまとめ
12月	「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」の策定・公表及び関連通知の発出
平成30年4月	改正社会福祉法の施行
令和元年5月	地域共生社会推進検討会(地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会)設置
7月	地域共生社会推進検討会 中間とりまとめ
12月	地域共生社会推進検討会 最終とりまとめ
令和2年3月	社会福祉法等改正法案(地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案)を提出
6月	改正社会福祉法の可決・成立 ※市町村における包括的な支援体制の構築に関する改正規定は令和3年4月施行予定

6

7

ニッポン一億総活躍プラン(平成28年6月2日閣議決定)

4. 「介護離職ゼロ」に向けた取組の方向 (4) 地域共生社会の実現

子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」を実現する。

このため、支え手側と受け手側に分かれのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、

福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築する。

また、寄附文化を醸成し、NPOとの連携や民間資金の活用を図る。

地域共生社会とは

◆制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

支え・支えられる関係の循環

- ◇居場所づくり
- ◇社会とのつながり
- ◇多様性を尊重し包摂する地域文化
- ◇生きがいづくり
- ◇安心感ある暮らし
- ◇健康づくり、介護予防
- ◇ワークライフバランス

すべての人の生活の基盤としての地域

- ◇社会経済の担い手輩出
- ◇地域資源の有効活用、雇用創出等による経済価値の創出
- ◇就労や社会参加の場や機会の提供
- ◇多様な主体による、暮らしへの支援への参画

地域における人と資源の循環

～地域社会の持続的発展の実現～

すべての社会・経済活動の基盤としての地域



日本社会や国民生活の変化(前提の共有)

日本の福祉制度の変遷と現在の状況

- 日本の社会保障は、人生において典型的と考えられるリスクや課題を想定し、その解決を目的として、それぞれ現金給付や福祉サービス等を含む現物給付を行うという基本的なアプローチの下で、公的な保障の量的な拡大と質的な発展を実現してきた。
- これにより、生活保障やセーフティネットの機能は大きく進展し、社会福祉の分野では、生活保護、高齢者介護、障害福祉、児童福祉など、属性別や対象者のリスク別の制度が発展し、専門的支援が提供されるようになった。
- **その一方で、個人や世帯が抱える生きづらさやリスクが複雑化・多様化(社会的孤立、タブルケアいわゆる8050)している。**これらの課題は、誰にも起こりうる社会的なリスクと言えるが、属性別や対象者別の各制度の下での支援の実態において対応に苦慮している。

「共同体機能の脆弱化」

- 地域のつながりが弱くなり支え合いの方が低下するとともに、未婚化が進行するなど家族機能が低下
- 経済情勢の変化やグローバル化により、いわゆる日本型雇用慣行が大きく変化 血縁、地縁、社縁という、日本の社会保障制度の基礎となってきた「共同体」の機能の脆弱化

「人口減による担い手の不足」

- 人口減少が本邦化し、あらゆる分野で地域社会の担い手が減少しており、例えば、近年大規模な災害が多発する中で災害時の支援、一戸への対応においても課題となるなど、地域社会の持続そのものへの懸念が生まれている
- 高齢者、障害者、生活困窮者などは、社会とのつながりや社会参加の機会に十分恵まれていない

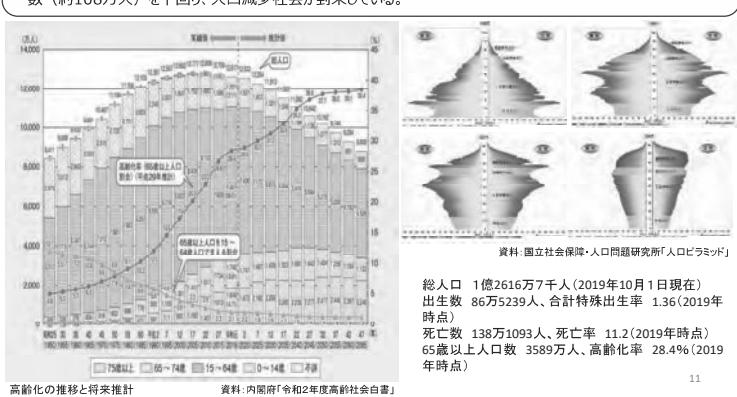
- ◆一方、地域の実践では、多様なつながりや参加の機会の創出により、「第4の縁」が生まれている例がみられる

- ◆一方、地域の実践では、福祉の領域を超えて、農業や産業、住民自治などの様々な資源とつながることで、多様な社会参加と地域社会の持続の両方を目指す試みがみられる

- ⇒制度・分野ごとの「縦割り」や「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、地域や一人ひとりの人生の多様性を前提とし、人と人、人と社会がつながり支え合う取組が生まれやすい環境を整える新たなアプローチが求められている。

少子高齢化の進展と人口減少社会の到来

- わが国的人口は、1872年(明治5年)には3480万人程度であったが、急速に増加し、1967(昭和42年)年には初めて1億人を超えた。
- 第2次ベビーブーム以降は出生数の減少傾向が続き、2005(平成17)年には出生数(約106万人)が死亡数(約108万人)を下回り、人口減少社会が到来している。



継続的な支援について

- 相談支援の実践においては、
 - ・相談に応じる中で、相談に至る端緒と異なる様々な問題が明らかになる
 - ・問題が複雑に絡み合い、本人が一人で対応できる範囲を超えている
 - ・社会的孤立など、これまでの属性ごとの支援のみでは対応が難しい
 - など、継続的に開拓し、問題を一つづけ解きほぐした上で、本人の生きる力を高めていく支援が求められる場合が少なくない。

(ケース1)当初の主訴と異なる様々な課題が明らかになるケース

- 精神疾患を抱える母（A）と不景氣気味の兄弟の世帯
Aから田代場への問い合わせメールに「経緯面の相談をしたい」との連絡。
なんでも相談の相談者が面談を重ねる、と、経済的な不安の裏に、Aの精神疾患、子どもの昇殿障害、登校拒否があることが判明。
Aは、さまざまな支援機関や学校からアプローチを受けていたが、そのことが、自分がうまく子どもを育てられていない、といった自己悪感の悪循環につながり、何も動けない状態となっていた。
Aとの会話はなんとも相談の相談者のみが担当。その後、他の関係機関は直接アプローチせず、Aの自ら経緯を図る。
その後、Aとの伝達協議を主とした相談者が、各機関と連携し、A及びその世帯への支援を確立。

(ケース2)近隣住民の苦情から、本人の抱える様々な課題が明らかになるケース

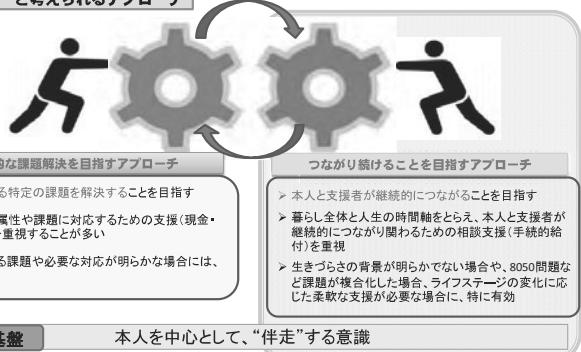
- 近隣住民からの相談で、隣に住むB宅の樹木の枝が自分の敷地まで伸びており、庭の手入れもされておらず枯れ葉の処理や倒木の危険があること、Bは野良猫に餌を置いており草や葉の残りの臭いが困っているとの内容。
 - Bは50歳一人暮しの男性で両親死後、地域社会から孤立。仕事量が減り収入が減少したことで生活に困り、身の回りのことや樹木についても手が付かない、猫の餌やりが生きがちであることなどが分かる。
 - その後、自立支援課機関が收入榜に向けた財政支援や、団体機関の協力による樹木の管理、民生委員との連携による地域活動への声かけ等の支援につなげた。

(ケース3)課題が複数あり、本人が対応できる範囲を超えているケース

- 60代男性(C)・独居、亡くなった父の名義の持ち家で生活 月6万円
役所や病院で騒ぎ、支那人謝罪の言動が誤合失調症の疑いあり
警察入りで拘置入院。行方から退院後の生活状況の要請があり入院中から面談をねる
退院後家計状況を確認。30万円の債務整理(水道光熱費、税、カードローン)
督促でたくさん来ておりCも何か手をつけていかわからぬ状況
各種会社交渉に同行。また障害年金を申請して年金額が増加。それでも生活費が逼迫しているため家を売却して債務を一括返済。市外へのアパートへ転居支援
彼が寝た床底には相容れる人がいなかった。相談員が関わった1年間は一度も精神疾患の兆候は見られず。

対人支援において今後求められるアプローチ

支援の“両輪”と考えられるアプローチ



個人が自律的な生を継続できるよう、本人の意向や取り巻く状況に合わせ、2つのアプローチを組み合わせていくことが必要。

伴走型支援と地域住民の気に行き合う関係性によるセーフティネットの構築

伴走型支援

- 一人ひとりが多様で複雑な問題に面しながらも、生きていこうとする力を高め（エンパワーメント）、自律的な生き方を支える支援
 - （※）法律・個人が主体的に自らの生き方を追求できる状態にあること
 - 「支える」「支えられる」という一方の関係性ではなく、支援者と本人が支援の中で人として出会うことによって、互いに学び合い、変化する。

地域住民の気にかけ合う関係性

- 一人ひとりの人生・生活は多様かつ複雑であり、社会に関わる経路は多様であることが望ましく、専門職による伴走支援のみを想定することは適切でない。
 - 地域の実践で、専門職による関わりの下、地域住民が出会い、お互いを知る場や学び合う機会を通じて、地域住民の心に受け合う関係性が生まれていく。また、

セーフティネットの構築に当たっての視点

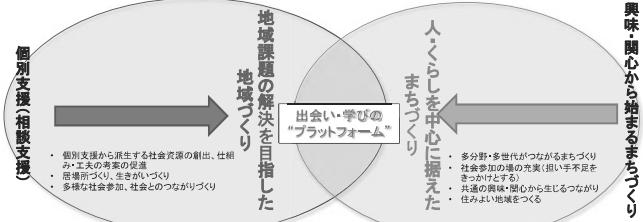
- 人と人とのつながりそのものがセーフティネットの基礎となる。
 - 地域における出会いや学びの場を作り出し、多様なつながりや参加の機会が確保されることで、地域の中での支え合いや繋がりやすいう見守りが生まれる
 - 専門職による伴走型支援の普及や、地域に開かれた福祉の実践によって、個人と地域・社会とのつながりが回復し、社会的包摺が實現される
 - これらが重なり合うことで、地域におけるセーフティネットが充実していく。
 - 制度設計の際には、セーフティネットを構成する多様なつながりが生まれやすくなるための環境整備を行う観点と、専門職等の伴走によりミニユースにつながりしていくための制度的観点が重要。

多様な主体による地域活動の展開における出会い・学びのプラットフォーム

- 地域の実践をみると、「自らの地域で活躍したい」や「地域を元気にしたい」といった自己実現や地域活性化に向かっての「ものと始まつたまづり」活動が、地域の様々な主体との交わりを深め、学ぶ中で、福祉（他の者幸）へのつながりを得ていくダイナミズムがみえてきた。
 - そして福祉評議会の創始支援をきっかけとする地域づくりの実践に關しては、個人を地域につなげるための地域づくりから、地域における課題へ一般化し、地元住民を中心とした地域づくりに開いていくことで持続性を得ていく過程が見えていた。
 - 一見異なる異なる活動同士も、活動が変化する中で「個人」や「くらし」が関心の中心となった時に、活動同士が出会い、お互いから学び、多様な化学反応を起こす。そこから生まれた新たな活動が地域の新たな個性となり、地方創生につながることもある。
 - このような化学反応はさまざまな実践においてみられおり、今後の政策の推進として、**地域において多様な主体が出会い学ぶ**（アラートフォーム）をいかに作り出せか、という検討を行っていくことが求められている。

福祉サイドからのアプローチ

まちづくり・地域創生サイドからのアプローチ



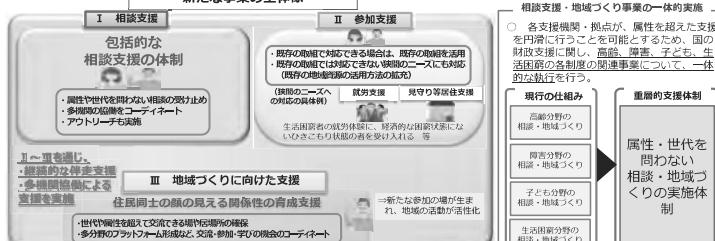
地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の重層的な支援体制の構築の支援

- 地域住民が持る課題を複雑化（複数）する、従って支援体制では課題がある。（※）一方で課題の範囲が広い（多岐に亘る）、また問題の範囲が広い（多岐に亘る）から、専門性の高い支援体制では、複数課題や複数のニーズへの対応が困難。
 - 属性を越えて相談する施設等のところがあるが、各制度の組合せによって運営される際の経営費にかかる係争的負担が大きい。
 - このため、民間開院による公的支援の方法を模索する、市町村が、創設工事などを円滑に実施できる仕組みとすることが必要。

社会福祉法に基づく新たな事業（「重層的支援体制整備事業」）の創設

- ⑨市町村において、既存の社会支援等の取組みを活かして、埋蔵住民の被災化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**相談支援**、**互助参加支援**、**地域づくり**に**一連の実施**する支援を創設する。
 - ⑩新たな事業実施を希望する市町村の手帳に「基礎一式申請」、新たな事業実施に連関する補助等には、「**一^二三**の支援権限を付与する」。
 - ⑪新たな事業を実施する市町村に対し、相談・地域づくりに連関する事業に補助等の権限は、「**一^二三**の権限に執行できるよう、**交付金を交付する**」。

新たな事業の全体像



令和元年12月26日
地域共生社会推進検討会
最終とりまとめ(概要)資料

新たな事業において実施が期待される支援について

- 新しく参入する「地域」で、どのように支援を行っていくのか

◆ 支援の取りつけ

【夫】
家族構成
妻がいる
中で、夫事
全般を担う
【妻】
妊娠、不登校

【本人】
Aさん(女性)39歳
【夫】
病院により入院・
生活

【家族構成】
夫40歳、娘10歳

○ Aさんは(本人)、持病を抱え入院を繰り返している。自身の身の回りのことなど何とかできるが、家事などは問題である。
○ 夫(40歳)、娘(10歳)も、抱負にかけていることを心苦しく思い、病院のソーシャルワーカーに相談したことを契機として、新しい事業における積極窓口の支援員につながる。

<相談までの歩み>

・支援課から「アコムサービスなど、ふとんや寝具、寝袋が以下のとおり明らかにならん。」
・夫がさんの「お風呂場で寝て」と言っている。
・娘は家いにいきたいといいながら、最近、不登校気味である。
・Aさんは自身も持病を抱え苦しんでいるが、吐瀉でできる人がおらず辛い。

<相談後すぐに行った支援>

・Aさんの心のアコムや他の看護師の鞋底の臭い、短縮のスパイトケアを提案。
・各種施設を確認したところ、直ぐに入所できるところがなかったため、支援員から依頼を受けた多目的支援の施設を勧めながら、地域で一時生活支援事業を行う方法へ施設を制限して利用できるように依頼。一時の入所が決まり、「娘の、さんの病状管理のため、医療機関間と連携し安心して入所できる体制を構築する。

<その後の経緯>

・Aさんは家族が暮らす地域は、以前から、地域住民同士のつながり作りを目指した「堀づくり」が活発であり、その場においてやさしい家族のことや子どもの孤立が話題となり、子どもたちが気軽に立ち寄れる会食室を作ることとなる。
・娘は、放課後に会食室を利用することになる。

8つの支援を組み合わせることによる効果

□ 相談員はアコムでもらしながら、世帯全体にわける健全な課題を包括的に受け止め、ニーズに対応したスピーディーな支援(参加支援)を提供でき、結果として、**課題が整理化する前に世帯会議を立てて問題を是正することができた**。

□ また、地域社会に向けた支援を通して、住民のニーズも踏まえた新たな地域活動が創出され、**Aさん実施の課題も地域で実現にかけられようにならん**ことになった。

<専門的支援の効果>

□ 地域の法人で働きかけを行い、既存の難題を活用して、Aさんのレスパイティブタグのニーズに適応したスピーディーな支援を実現。

<地域づくりに向けた支援の効果>

□ 地域の中でもっとニーズも踏まえた新たな活動を立ち上げ、考え方の転換が生まれた。
□ 調査を有する住民の存在を早期に発見する「課題が整理化された。

地域共生社会の実現において求められる機能

ソーシャルワーカー専門職である社会福祉士に求められる役割等について（概要）	
総 論	平成30年3月27日 社会保障審議会福祉人材確保専門委員会
○ 社会福祉士は、高齢者支援・障害児者支援・子ども・子育て支援・生活困窮者支援等の幅広い分野で活用されている。また、社会保障分野のみならず、教育や司法などの分野においてもその活用が期待されている。	※ 社会福祉士の就労率は、高齢者福祉関係：43.7%、障害福祉関係：17.3%、医療関係：14.7%、地域福祉関係：7.4%。 児童・母子福祉関係：4.8%となっている。
○ スクールソーシャルワーカーの約半数が社会福祉士の資格者であり、矯正施設においても社会福祉士の配置が増えてきている。	※ 少子高齢化の進展など、社会経済状況の変化によるニーズの多様化・複雑化に伴い、既存の制度では対応が難い様々な課題が顕在化してきている。また、子ども・高齢者・障害者など全ての人々が地域・暮らし・生きがいと共に創り・高め合うことができる「地域共生社会」の実現を目指しており、社会福祉士には、ソーシャルワーカーの機能を発揮し、 制度横断的な課題への対応や必要な社会資源の開拓 といった役割を担うことができる実践能力を身につけることが求められている。
○ 地域共生社会の実現に向けた各地の取組には、社会福祉士が中心となり、地域住民等と協働して地域のニーズを把握し、多職種・多機関との連携を図りながら問題解決に取り組んでいる事例などがある。地域の様々な主体と連携した取組が必要となる中で、社会福祉士には、 地域住民の活動支援や関係者との連絡調整 などの役割を果たすことが求められている。	○ 地域全体での社会福祉士育成のための取組の推進
○ 聰能団体や養成団体だけでなく、行政や地域住民等の地域の様々な関係者とともに連携・協働して、学び合いや活動の機会を設けることにより、地域でソーシャルワーカーの機能が発揮される取組を推進。	○ 社会福祉士の役割等に関する理解の促進
○ 社会福祉士による地域共生社会の実現に向けた活動状況等を把握し、社会福祉士が果たしている役割や成果の「見える化」を図り、国民や関係者の理解を促進。	

24

ソーシャルワーカー専門職である社会福祉士に求められる実践能力



※福祉人材確保専門委員会（第10回）資料をもとに、委員会での検討内容を整理したもの。

包括的な相談支援体制

全ての人が安心・安全にその人らしい自立した日常生活を継続することができるよう、福祉課題やニーズを発見した者又は相談を受けた者並びに所属する社会福祉法人等の事業者が、福祉のみならず、医療、介護、保健、雇用・就労、住まい、司法、商業、工業、農林水産業、防犯・防災、環境、教育、まちおこし、多文化共生など、多様な分野や業種の公私の社会資源並びに住民主体の地域課題解決体制と連動し、福祉課題の解決やニーズの充足に必要な支援を包括的に提供すると共に、制度の狭間の問題や表出されていないニーズを把握し、必要に応じて社会資源やサービスを開発する体制といえるのではないか。

なお、相談を受けた者が所属する社会福祉法人など各地の事業所が役割を果たすことなどが求められる。

住民主体の地域課題解決体制

住民一人ひとりが、地域福祉を推進する主体及び地域社会の構成員であるという当事者意識を持ち、自身の身近な圏域に存在する多種多様な福祉課題や表出されていないニーズに気づき、他人事を我が事として捉え、地域課題の解決に向けてそれぞれの経験や特性等を踏まえて役割を分かち合う体制といえるのではないか。

なお、各地域で構築されている包括的な相談支援体制と連携することが必要である。

※福祉人材確保専門委員会（第9回）資料をもとに、委員会での検討内容を整理したもの。

住民主体の地域課題解決体制を構築するために求められるソーシャルワーカーの機能

- ・ 地域において支援が必要な個人や世帯及び表出されていないニーズの発見
- ・ 地域全体で解決が求められている課題の発見
- ・ 相談者の社会的・心理的・身体的・経済的・文化的側面のアセスメント
- ・ 相談者個人・世帯並びに個人と世帯を取り巻く集団や地域のアセスメント
- ・ アセスメントを踏まえた課題解決やニーズの充足及び適切な社会資源への仲介・調整
- ・ 相談者個人への支援を中心とした分野横断的な支援体制及び地域づくり
- ・ 必要なサービスや社会資源が存在しない又は機能しない場合における新たな社会資源の開発や施策の提案
- ・ 地域特性、社会資源、地域住民の意識等を把握するための地域アセスメント及び評価
- ・ 地域全体の課題を解決するための業種横断的な社会資源との関係形成及び地域づくり
- ・ 包括的な相談支援体制に求められる価値、知識、技術に関する情報や認識の共有化
- ・ 包括的な相談支援体制を構成するメンバーの組織化及びそれぞれの機能や役割の整理・調整
- ・ 相談者の権利を擁護し、意思を尊重する支援や方法等の整備
- ・ 包括的な相談支援体制を担う人材の育成に向けた意識の醸成

※福祉人材確保専門委員会（第9回）資料をもとに、委員会での検討内容を整理したもの。

※福祉人材確保専門委員会（第10回）資料をもとに、委員会での検討内容を整理したもの。

1 養成カリキュラムの内容の充実													
○ 社会福祉に関する指定科目、基礎科目の必修化													
⇒ 社会福祉士として求められる知識等を適切に学ぶ観点から、複数の科目のうち1科目を履修することとしている現行の仕組み(※)を見直し、全ての科目の履修を必修化する。													
※大学等においては、「人体の構造と機能及び疾患」、「心理学理論と心理的支援」、「社会理論と社会システム」のうちの1科目を履修「就労支援サービス」、「権利擁護と障害者制度」、「更生保護制度」のうちの1科目を履修													
2 実習及び演習の充実													
○ ソーシャルワーク機能を学ぶ科目の再構築【ソーシャルワーク演習(30時間)】【ソーシャルワーク演習(専門)(120時間)】(再構)													
⇒ ソーシャルワーク機能を有する社会福祉士を養成するため、講義で学習した知識や技術を統合し具体的な事例を用いて実践的に、基礎的なソーシャルワーク機能を習得する演習科目において、ソーシャルワークの専門職である社会福祉士・精神保健福祉士の養成課程において共通して学ぶべき内容(共通科目)と、社会福祉士として専門的に学ぶべき内容が明確になるよう、科目を再構築する。													
実習演習科目のうち、共通科目となる「ソーシャルワーク演習」については、精神保健福祉士養成課程との合同授業を可能とする。													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>現行の科目</th><th>時間数</th><th>見直し後の科目</th><th>時間数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>③相談援助演習</td><td>150</td><td>①ソーシャルワーク演習</td><td>30</td> </tr> <tr> <td></td><td>→</td><td>②ソーシャルワーク演習(専門)</td><td>120</td> </tr> </tbody> </table> ※共通科目 ③ソーシャルワーク演習		現行の科目	時間数	見直し後の科目	時間数	③相談援助演習	150	①ソーシャルワーク演習	30		→	②ソーシャルワーク演習(専門)	120
現行の科目	時間数	見直し後の科目	時間数										
③相談援助演習	150	①ソーシャルワーク演習	30										
	→	②ソーシャルワーク演習(専門)	120										
○ ソーシャルワーク機能の実践能力を養う実習時間数の抜き【ソーシャルワーク演習(240時間)】(再構)													
⇒ ソーシャルワーク機能の実践能力を有する社会福祉士を養成するため、施設や事業所等の現場において実践能力を養う実習科目において、地域における多様な福祉ニーズや多職種・多機関協働・社会資源の開拓等の実習を学ぶことが出来るよう、実習の時間数を拡充し、2以上の実習施設で実習を行うこととする。													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>現行の科目</th><th>時間数</th><th>見直し後の科目</th><th>時間数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>②相談援助実習</td><td>180</td><td>①ソーシャルワーク演習</td><td>240</td> </tr> <tr> <td></td><td>→</td><td>②ソーシャルワーク演習(専門)</td><td></td> </tr> </tbody> </table>		現行の科目	時間数	見直し後の科目	時間数	②相談援助実習	180	①ソーシャルワーク演習	240		→	②ソーシャルワーク演習(専門)	
現行の科目	時間数	見直し後の科目	時間数										
②相談援助実習	180	①ソーシャルワーク演習	240										
	→	②ソーシャルワーク演習(専門)											
○ 実習時間の免除の変更													
⇒ 福祉の専門職である介護福祉士・精神保健福祉士の資格を有する者(履修中の者を含む)が、社会福祉士の養成課程において実習を行う場合、社会福祉士の資格を取得することを希望する者の負担の軽減を図るため、60時間以上に実習を免除する。													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>社会福祉士</th><th>①介護福祉士</th><th>②精神保健福祉士</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社会福祉士</td><td>(60時間を上回り実習を免除)</td><td>社会福祉士の資格を有する者が、介護福祉士又は精神保健福祉士の取得を希望する場合は、既に実習時間の免除が行われている。</td> </tr> </tbody> </table>		社会福祉士	①介護福祉士	②精神保健福祉士	社会福祉士	(60時間を上回り実習を免除)	社会福祉士の資格を有する者が、介護福祉士又は精神保健福祉士の取得を希望する場合は、既に実習時間の免除が行われている。						
社会福祉士	①介護福祉士	②精神保健福祉士											
社会福祉士	(60時間を上回り実習を免除)	社会福祉士の資格を有する者が、介護福祉士又は精神保健福祉士の取得を希望する場合は、既に実習時間の免除が行われている。											

3 実習施設の範囲の見直し	
○ 実習施設の範囲の拡充	
⇒ 実習を行う施設について、社会福祉士国家試験の受験資格に係る実務経験として認められる施設等の範囲と同等にするとともに、法人が独自に実習する事実等の場においても実習を行うことで地域における多様な福祉ニーズを学べるよう、実習施設の範囲を拡充する。	

4 共通科目の拡充	
○ 精神保健福祉士養成課程の教育内容との共通科目の拡充	
⇒ ソーシャルワークの専門職である社会福祉士・精神保健福祉士の養成課程において、相互に資格を取得することを希望する者の負担の軽減を図るため、それぞれの専門性に留意しつつ、共通となる科目数・時間数を拡充する。	

見直し後の社会福祉士養成課程の全体像																																																							
社会福祉士養成課程の教育内容等の見直しに関するスケジュール (案)																																																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>令和元年度(2019年度)</th><th>令和2年度(2020年度)</th><th>令和3年度(2021年度)</th><th>令和4年度(2022年度)</th><th>令和5年度(2023年度)</th><th>令和6年度(2024年度)</th><th>令和7年度(2025年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社会福祉士国家試験</td><td>第32回 (令和2年2月実施)</td><td>第33回 (令和2年2月実施)</td><td>第34回 (令和2年2月実施)</td><td>第35回 (令和2年2月実施)</td><td>第36回 (令和2年2月実施)</td><td>第37回 (令和2年7月実施)</td><td>第38回 (令和2年7月実施)</td> </tr> <tr> <td colspan="8">従来の教育内容に基づく試験問題</td></tr> <tr> <td colspan="8">新たな教育内容に基づく試験問題</td></tr> </tbody> </table>			令和元年度(2019年度)	令和2年度(2020年度)	令和3年度(2021年度)	令和4年度(2022年度)	令和5年度(2023年度)	令和6年度(2024年度)	令和7年度(2025年度)	社会福祉士国家試験	第32回 (令和2年2月実施)	第33回 (令和2年2月実施)	第34回 (令和2年2月実施)	第35回 (令和2年2月実施)	第36回 (令和2年2月実施)	第37回 (令和2年7月実施)	第38回 (令和2年7月実施)	従来の教育内容に基づく試験問題								新たな教育内容に基づく試験問題																													
	令和元年度(2019年度)	令和2年度(2020年度)	令和3年度(2021年度)	令和4年度(2022年度)	令和5年度(2023年度)	令和6年度(2024年度)	令和7年度(2025年度)																																																
社会福祉士国家試験	第32回 (令和2年2月実施)	第33回 (令和2年2月実施)	第34回 (令和2年2月実施)	第35回 (令和2年2月実施)	第36回 (令和2年2月実施)	第37回 (令和2年7月実施)	第38回 (令和2年7月実施)																																																
従来の教育内容に基づく試験問題																																																							
新たな教育内容に基づく試験問題																																																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>令和3年度 入学者</th><th>令和4年度 入学者</th><th>令和5年度 入学者</th><th>令和6年度 入学者</th><th>令和7年度 入学者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="6">令和3年度 入学者</td></tr> <tr> <td colspan="6">新たな 教育内容</td></tr> <tr> <td colspan="6">令和4年度 入学者</td></tr> <tr> <td colspan="6">新たな 教育内容</td></tr> <tr> <td colspan="6">令和5年度 入学者</td></tr> <tr> <td colspan="6">新たな 教育内容</td></tr> <tr> <td colspan="6">令和6年度 入学者</td></tr> <tr> <td colspan="6">新たな 教育内容</td></tr> </tbody> </table>			令和3年度 入学者	令和4年度 入学者	令和5年度 入学者	令和6年度 入学者	令和7年度 入学者	令和3年度 入学者						新たな 教育内容						令和4年度 入学者						新たな 教育内容						令和5年度 入学者						新たな 教育内容						令和6年度 入学者						新たな 教育内容					
	令和3年度 入学者	令和4年度 入学者	令和5年度 入学者	令和6年度 入学者	令和7年度 入学者																																																		
令和3年度 入学者																																																							
新たな 教育内容																																																							
令和4年度 入学者																																																							
新たな 教育内容																																																							
令和5年度 入学者																																																							
新たな 教育内容																																																							
令和6年度 入学者																																																							
新たな 教育内容																																																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>令和3年度 入学者</th><th>令和4年度 入学者</th><th>令和5年度 入学者</th><th>令和6年度 入学者</th><th>令和7年度 入学者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="6">令和3年度 入学者</td></tr> <tr> <td colspan="6">新たな 教育内容</td></tr> <tr> <td colspan="6">令和4年度 入学者</td></tr> <tr> <td colspan="6">新たな 教育内容</td></tr> <tr> <td colspan="6">令和5年度 入学者</td></tr> <tr> <td colspan="6">新たな 教育内容</td></tr> <tr> <td colspan="6">令和6年度 入学者</td></tr> <tr> <td colspan="6">新たな 教育内容</td></tr> </tbody> </table>			令和3年度 入学者	令和4年度 入学者	令和5年度 入学者	令和6年度 入学者	令和7年度 入学者	令和3年度 入学者						新たな 教育内容						令和4年度 入学者						新たな 教育内容						令和5年度 入学者						新たな 教育内容						令和6年度 入学者						新たな 教育内容					
	令和3年度 入学者	令和4年度 入学者	令和5年度 入学者	令和6年度 入学者	令和7年度 入学者																																																		
令和3年度 入学者																																																							
新たな 教育内容																																																							
令和4年度 入学者																																																							
新たな 教育内容																																																							
令和5年度 入学者																																																							
新たな 教育内容																																																							
令和6年度 入学者																																																							
新たな 教育内容																																																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>令和3年度 入学者</th><th>令和4年度 入学者</th><th>令和5年度 入学者</th><th>令和6年度 入学者</th><th>令和7年度 入学者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="6">令和3年度 入学者</td></tr> <tr> <td colspan="6">新たな 教育内容</td></tr> <tr> <td colspan="6">令和4年度 入学者</td></tr> <tr> <td colspan="6">新たな 教育内容</td></tr> <tr> <td colspan="6">令和5年度 入学者</td></tr> <tr> <td colspan="6">新たな 教育内容</td></tr> <tr> <td colspan="6">令和6年度 入学者</td></tr> <tr> <td colspan="6">新たな 教育内容</td></tr> </tbody> </table>			令和3年度 入学者	令和4年度 入学者	令和5年度 入学者	令和6年度 入学者	令和7年度 入学者	令和3年度 入学者						新たな 教育内容						令和4年度 入学者						新たな 教育内容						令和5年度 入学者						新たな 教育内容						令和6年度 入学者						新たな 教育内容					
	令和3年度 入学者	令和4年度 入学者	令和5年度 入学者	令和6年度 入学者	令和7年度 入学者																																																		
令和3年度 入学者																																																							
新たな 教育内容																																																							
令和4年度 入学者																																																							
新たな 教育内容																																																							
令和5年度 入学者																																																							
新たな 教育内容																																																							
令和6年度 入学者																																																							
新たな 教育内容																																																							

社会福祉士並びに精神保健福祉士のカリキュラムにかかる法制度等	
【社会福祉士】	【精神保健福祉士】
昭和62年 5月26日 社会福祉士及び介護福祉士法 制定	平成 9年12月19日 精神保健福祉士法 制定
昭和63年 4月 1日 社会福祉士及び介護福祉士法 施行	平成10年 4月 1日 精神保健福祉士法 施行
平成18年12月12日 社会保障議会福祉部会 告白書 「介護福祉士制度及び社会福祉士制度の在り方に関する意見」	平成18年12月 8日 「精神保健福祉士のあり方に関する検討について（お願い）」 （日本精神保健福祉士協会、日本精神保健福祉士養成校協会）
平成19年 3月 6日 社会福祉士養成課程における教育内容等の見直しに関する作業チーム 設置	平成19年 3月 1日 精神保健福祉士の養成の在り方等に関する検討会 設置
平成21年 4月 1日 社会福祉士養成課程における現行カリキュラムの施行	平成22年 3月 31日 「精神保健福祉士養成課程における教育内容等の見直しについて取りまとめ
平成30年 3月 27日 社会保障議会福祉部会人材確保専門委員会 報告書 「ソーシャルワーク専門職である社会福祉士に求められる役割等について」	平成24年 4月 1日 精神保健福祉士養成課程における現行カリキュラムの施行
平成30年 8月 1日 社会福祉士養成課程における教育内容等の見直しに関する作業チーム 設置	平成30年12月 18日 精神保健福祉士の養成の在り方等に関する検討会 設置

参考資料

改正社会福祉法 (令和3年4月1日施行)

改正社会福祉法（第4条） [令和3年4月施行]

○地域福祉推進の理念

※下線部は、今回の改正・新設部分

（地域福祉の推進）

第4条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立、その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行なう関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう留意するものとする。

○地域共生社会の実現に向けた新たな法定事業となる重層的支援体制整備事業（新設第106条の4）を創設することを契機とし、福祉関係分野の上位法である社会福祉法において、地域福祉を推進する際の目指すべき社会像（理念）として、「地域住民が互いを尊重し、個々の参加と共に生きることを基盤とした地域共生社会」を規定する。

改正社会福祉法（第6条） [令和3年4月施行予定]

○国、地方自治体の責務

※下線部は、今回の改正・新設部分

（福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務）

第6条（略）

2 国及び地方公共団体は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めるとともに、当該措置の推進に当たっては、保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する施策その他の関連施策との連携に配慮するよう努めなければならない。

3 国及び都道府県は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）において重層的支援体制整備事業（第百六条の四第一項に規定する重層的支援体制整備事業をいう。）その他地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう、必要な助言、情報の提供その他の援助を行なわなければならない。（新設）

○国及び地方公共団体の責務である地域福祉の推進のための措置として、包括的な支援体制の整備を明示するとともに、当該体制の整備に当たって、保健医療、労働、教育、住まい、地域経済など地域再生など地域における多様な関係者との連携を意識する必要性を規定

○重層的支援体制整備事業など各市町村における包括的な支援体制の整備に向けた取り組みが適正・円滑に行われるよう、国・都道府県による助言など後方支援の責務を規定

改正社会福祉法（第106条の4）① [令和3年4月施行予定]

○重層的なセーフティネットを強化するための新たな事業

※条全体が今回新設

（重層的支援体制整備事業）

第二百六条の四 市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、前条第一項各号に掲げる施策として、厚生労働省令で定めるところにより、重層的支援体制整備事業を行うことができる。

2 前項の「重層的支援体制整備事業」とは、次に掲げるこの法律に基づく事業及び他の法律に基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業をいう。

一 地域生活課題を抱える地域住民及びその家族その他の関係者からの相談に包括的に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言、支援関係機関との連絡調整並びに高齢者、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための援助その他厚生労働省令で定める便宜の提供を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行なう事業

イ 介護保険法第百十五条の四十五第二項第一号から第三号までに掲げる事業
ロ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第三号に掲げる事業

ハ 子ども・子育て支援法第五十九条第一号に掲げる事業
ニ 生活困窮者自立支援法第三条第二項各号に掲げる事業

① 相談支援

地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議 (令和2年5月22日 衆議院厚生労働委員会)

一 重層的支援体制整備事業が、より多くの市町村において円滑に実施されるよう、同事業を実施していない市町村に対し、計画の策定、支援会議の設置及び同事業の実施の準備について、必要な助言、研修等を通じた人材育成その他の援助を行うよう努めること。また、市町村における同事業の実施状況によっては、できる限り速やかに必要な見直しに向けた検討を開始すること。

二 より多くの市町村において支援会議が組織されるよう、その役割や重要性について周知を図るとともに、効果的な運営方法に関するガイドラインを作成するなど必要な支援を行なうこと。また、支援会議に関する守秘義務の規定については、支援会議において知り得た全ての事項が含まれるものであることの周知を徹底すること。

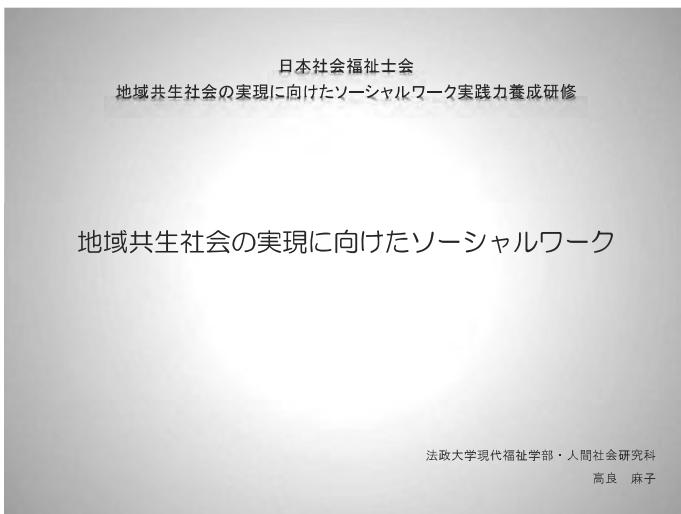
三 重層的支援体制整備事業の実施に要する費用に充てるための交付金については、同事事が、既存の介護、障害、子ども、生活困窮の制度ごとに分かれている相談支援等の事業のほか、伴走支援や多機関協働といった新しい機能を持つものであることを踏まえ、必要な予算の確保に努めること。とりわけ、裁量的経費についても事業を安定的に運営することができるよう、必要な予算の確保に努めること。

四～九（略）

地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議 (令和2年6月4日 参議院厚生労働委員会)

一 重層的支援体制整備事業について、同事業が介護、障害、子ども及び生活困窮の相談支援等に加え、伴走支援、多機関協働、アドリーチ支援等の新たな機能を担うことを踏まえ、同事業がより多くの市町村において円滑に実施されるよう、裁量的経費を含めて必要な予算を安定的に確保するとともに、既存の各種事業の継続的な相談支援の実施に十分留意し、その実施体制や専門性の確保・向上に向けた施策を含め、市町村への一層の支援を行うこと。また、同事業を実施するに当たっては、社会福祉士や精神保健福祉士が活用されるよう努めること。

二～六（略）



地域共生社会の実現に向けたソーシャルワーク

法政大学現代福祉学部・人間社会研究科
高良 麻子

ソーシャルワーク専門職のグローバル定義

ソーシャルワークは、社会変革と社会開発、社会的結束、および人々のエンパワーメントと解放を促進する、実践に基づいた専門職であり学問である。

社会正義、人権、集団の責任、および多様性尊重の諸原理は、ソーシャルワークの中核をなす。

ソーシャルワークの理論、社会科学、人文学、および地域・民族固有の知を基盤として、ソーシャルワークは、生活課題に取り組みウェルビーイングを高めるよう、人々やさまざまな構造に働きかける。

本科目の目標

- ソーシャルワークの観点から、地域共生社会の実現に向けて社会福祉士が果たすべき役割を理解する。
- 地域共生社会の実現に向けた社会福祉士の役割を果たすソーシャルワークの全体像を理解する。
- ミクロ、メゾ、マクロレベルのシステムの運動を踏まえた包括的なソーシャルワーク実践を理解する。

ソーシャルワーク専門職のグローバル定義の日本における展開

- ソーシャルワークは、人々と環境との相互作用する接点に働きかけ、日本に住むすべての人々の健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を実現し、ウェルビーイングを増進する。
- ソーシャルワークは、差別や抑圧の歴史を認識し、多様な文化を尊重した実践を展開しながら、平和を希求する。
- ソーシャルワークは、人権を尊重し、年齢、性、障がいの有無、宗教、国籍等にかかわらず、生活課題を有する人々がつながりを実感できる社会への変革と社会的包摂の実現に向けた関連する人々や組織と協働する。
- ソーシャルワークは、すべての人々が自己決定に基づく生活を送れるよう権利を擁護し、予防的な対応を含め、必要な支援が切れ目なく利用できるシステムを構築する。

地域共生社会の実現に向けた留意すべき主な点

1. 地域における排除構造の強化

・関わらなくても主体的活動を担うことができない人びとに「我慢を強いること」になる(河合2018)
・「実際の地城の状況は複雑であり、お互いの価値や権利が衝突し、差別や排除が起こるのも地域である。」(「地域力強化検討会最終とりまとめ」)

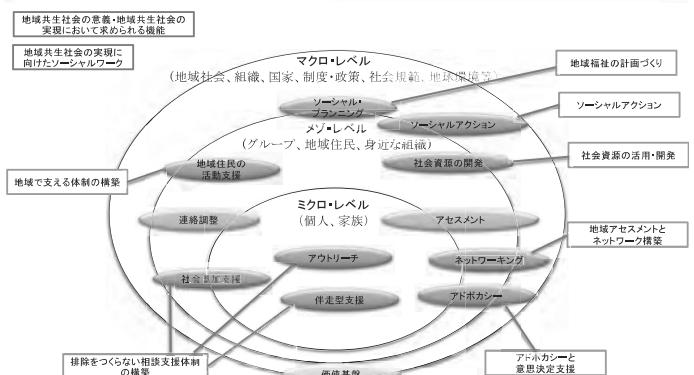
2. サービス利用抑制

・総合相談窓口がゲートキーパーになることによって、自治体等のサービスへのつなぎを抑制すること(芝田2018)

3. 行政責任の縮小

・「社会福祉を地域福祉に矮小化し、その責任の全てを地域住民に押しつける」(芝田2017:8)
・「社会保障の地域住民への代替的役割の転嫁」(藤井2018:48)

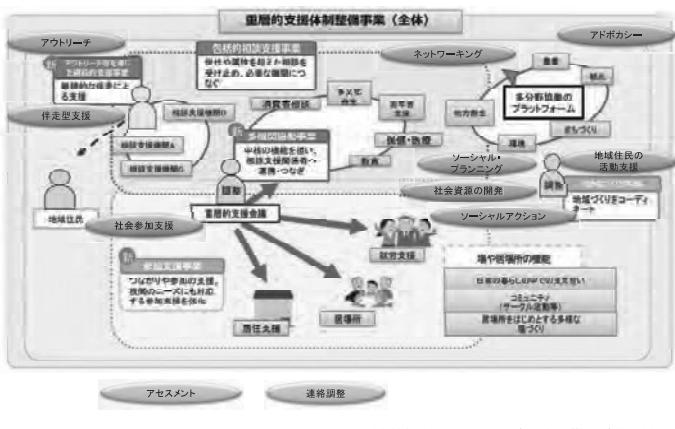
地域共生社会の実現に向けたソーシャルワーク実践力養成研修科目と社会福祉士の役割



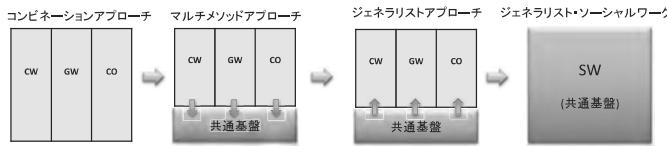
注:オレンジ色で示した「アセスメント」と「連絡調整」はすべての科目で習得を目指す。
ミクロ、メゾ、マクロレベルの説明は日本ソーシャルワーク教育学校連盟編集の社会福祉士養成テキストを参照

河合克義(2018)「『我が事・丸ごと』地域共生社会とコミュニティ・ソーシャルワーク」[『ソーシャルワーク研究』44(1),5-18.
藤井博志(2018)「地域共生社会を実現する社会福祉協議会の課題」[『社会福祉研究』第132号,45-54.
芝田美照(2017)「国民監視国家と被和性のある『地域共生社会』下の社会保障運動の展開」[『社会保障』4,75-6-10.
芝田英昭(2018)「『地域共生社会』の批判的検討」[『国民医療』338,2-9.

重層的支援体制整備事業と社会福祉士の役割



ソーシャルワークの統合化の過程



ジェネラリスト・ソーシャルワークとは、「現代におけるソーシャルワークを構成する知識、技術・価値を一体的、体系的に構造化し、現代社会の生活問題に対応することが可能な特質や新しい福祉思想等の考え方を包含した体系」

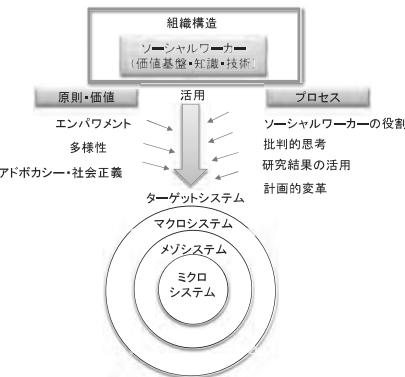
山辺朗子(2014)「ジェネラリスト・ソーシャルワーク」日本社会福祉学会辞典編集委員会編『社会福祉学事典』丸善出版、226-7。

主な参考文献

- コミュニケーション・ソーシャルワーク実践研究会(2013)『コミュニケーション・ソーシャルワークと社会資源開発-コミュニケーション・ソーシャルワーカーからのメッセージ』全国コミュニケーションライフサポートセンター原田正樹(2014)『地域福祉の基盤づくり-推進主体の形成-』中央法規
 岩間伸之・原田正樹(2012)『地域福祉援助をつかむ』有斐閣
 岩田伸之ら(2019)『地域を基盤としたソーシャルワーク-住民主体の総合相談の展開-』中央法規
 Johnson, L.C. and Yanca, S.J. (2001). *Social Work Practice: A Generalist Approach* (7th ed.), Allyn & Bacon. (<2004, 山辺朗子・岩間伸之訳『ジェネラリスト・ソーシャルワーク』ミネルヴァ書房)
 Kirst-Ashman, K.K. and Hull, Jr.G.H.(2012) *Understanding Generalist Practice* (6th ed.) Brooks/Cole.
 日本地域福祉研究所監修、中島修・菱沼幹男共編(2015)『コミュニケーション・ソーシャルワーク の理論と実践』中央法規
 日本社会福祉士会(2018)『厚生労働省平成29年度社会福祉推進事業 地域共生社会の実現に資する体制構築を推進するソーシャルワークのあり方に関する実証的調査研究報告書』
 日本社会福祉士会編(2018)『地域共生社会に向けたソーシャルワーク-社会福祉士による実践事例から-』中央法規
 上野谷加代子編著(2020)『共生社会創造におけるソーシャルワークの役割-地域福祉実践の挑戦』ミネルヴァ書房

他

ジェネラリスト・ソーシャルワーク実践



Kirst-Ashman, K.K. & Hull, G.H.(2012)
Understanding Generalist Practice (6th ed.)p8

「個別課題解決に向けた実践」と「地域課題等の解決に向けた実践」の循環

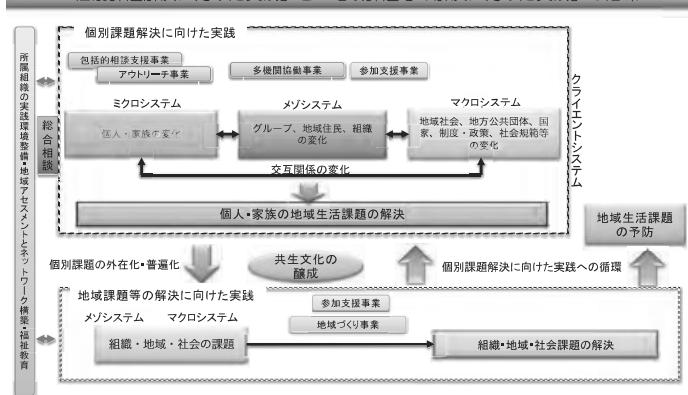


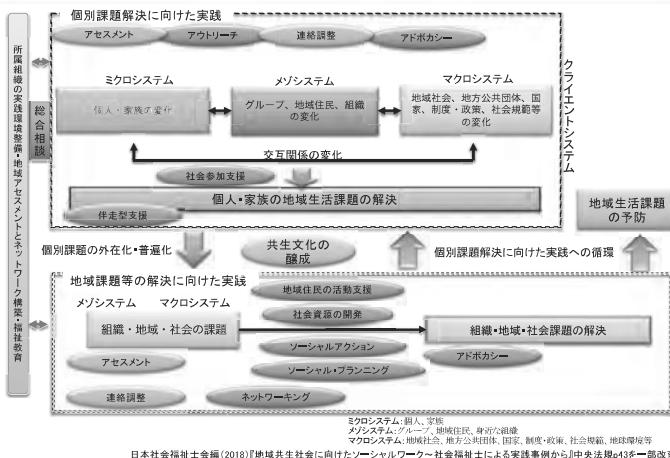
图 5-1 相互作用与交互作用

ジョンソン&ヤンカ『ジェネラリスト・ソーシャルワーク』ミネルヴァ書房 p113

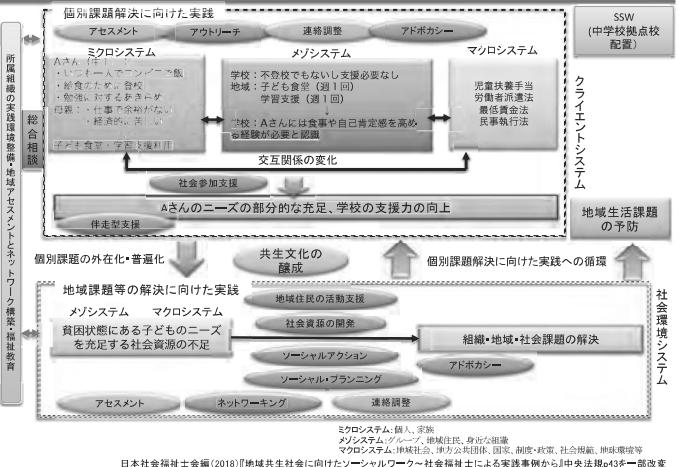
- ミクロシステム：個人、家族
- メソシステム：グループ、地域住民、身近な組織
- マクロシステム：地域社会、地方公共団体、国家、制度・政策、社会規範、地理環境等

日本社会福祉士会編(2018)『地域共生社会に向けたソーシャルワーク～社会福祉士による実践事例から』中央法規p43を一部改変

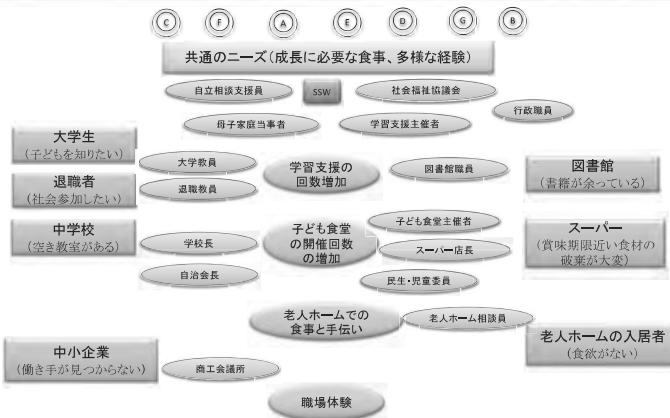
「個別課題解決に向けた実践」と「地域課題等の解決に向けた実践」の循環



「個別課題解決に向けた実践」と「地域課題等の解決に向けた実践」の循環（事例）①



制度・分野等横断した総合的かつ包括的なソーシャルワーク実践（事例）②



地域共生社会の実現に向けたソーシャルワークの留意点

- すべての人びとの生活における様々なニーズが充足され、ウェルビーイングが実現することを目指して活動すること。
- 特に社会的に不利な立場におかれている人びとのアドボカシーを意識すること。
- 「個別課題解決に向けた実践」と「地域課題等の解決に向けた実践」の循環を意識して実践すること。
- 日々の実践の中での地域等の課題に関する気づきを、多様な人びとで共有・検討する機会を確保し、ニーズにもとづき解決につなげること。
- 交互作用を分析・予測して、クライエントがニーズを充足することができるよう、システムの変化を起こすように介入すること。
- 誰もがそれぞれのストレングスを活かして活動し、パワーを高めることができるようエンパワメントすること。
- 多様な人びとによる対話や活動を、価値や理念の共有のプロセスとすること。
- 何のために行うのかを常に意識し、柔軟な発想を大切にすること。
- 所属組織の機能を活用すること。
- 社会福祉士も地域資源であると認識し、専門性を自覚してポジショニングすること。

by 法政大学現代福祉学部・人間社会研究科 岩良 麻子

自己紹介（立ち位置）

【出身、学位、資格】
早稲田大学大学院修了、博士（人間科学）、社会福祉士

【本務】
駒澤大学教授（ソーシャルワーク、ナラティヴ・アプローチ、面接技術）



【非常勤】
東京都公立学校スクールカウンセラー
曹洞宗泰龍寺（群馬県）住職、ほか

【学会】
日本社会福祉学会、日本ソーシャルワーク学会、ほか





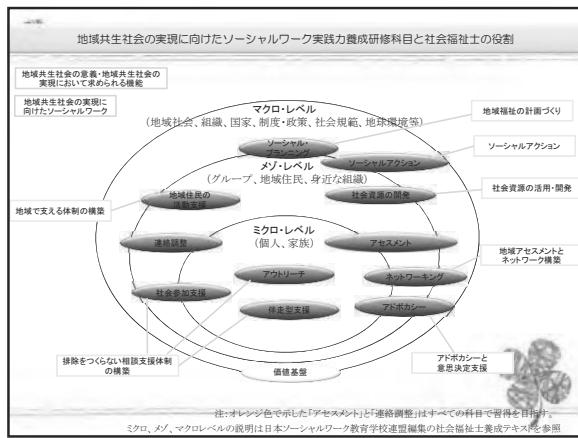
 **目標**

テーマ：
“排除をつくらない相談支援体制の構築”

- ① 排除をつくらない相談支援およびその体制とはどのようなものなのかを理解する
- ② 断らない相談支援に必要な機能を理解する
- ③ 排除をつくらない相談支援を実践するためには、どのような役割を、どのような方法で行えばいいのかについて検討する

※講義・演習







新カリにおける“〇〇アプローチ”

- ①心理社会的アプローチ
- ②機能的アプローチ
- ③問題解決アプローチ
- ④課題中心アプローチ
- ⑤危機介入アプローチ
- ⑥行動変容アプローチ
- ⑦エンパワメントアプローチ
- ⑧ナラティィヴァアプローチ
- ⑨解決志向アプローチ

※社会構成主義的なアプローチが追加

厚生労働省発行・医療機関社員研修用教材「社会福祉士職能別カリキュラム（令和元年版改訂）」
（ソーシャルワークの基礎と方法：教育と企画で実践：認定される範囲内外の現象、ソーシャルワークの実践モデルとアプローチ」）



「社会構成主義」という考え方

「社会構成主義（social constructionism）」
 (ものごとは、社会的に作られているという考え方)
 Cf. 男らしさ／女らしさ、大人らしさ／子どもらしさ

本質主義（原因に拘る） ⇔ 構成主義（原因に拘らない）

クライエントがかかるえる「問題」を、
 本質的な実態としてではなく社会的構築物とみなすことで、
 クライエント自身から切り離すことができる

「人間が問題なのではなく、問題こそが問題」
 (あなたは、問題のせいで困っている被害者)

※現状に絶望しているクライエント
 (「ダメ人間」として自分を卑下している人)
 の希望になる可能性

新カリ追加① ナラティヴ・アプローチ

Narrative Social Work
ナラティヴ・ソーシャルワーク
 “実験しない実験”的方法
 岩井浩道著



「言葉」を、
 「メス」ではなく、「包帯」のように使う
 ↓
 「問題」を、「解決」しようとしてない
 「結果としての問題解決」を目指す
 (「解決」はあくまでも副産物)

「専門性」は、何のために必要なのか?
 (良い支援のため、クライエントのため、
 それとも支援者のため)
 ↓
 「専門性」の體を脱ぎ、「無知の姿勢」をとる

「支援」(助言・指導、アドバイス)には、
 「上から目線」が密輸入されている
 ↓
 「余白（space）」を作る
 (本人の選択・決定を促す→自己決定)

新カリ追加② 解決志向アプローチ

スティーブ・ド・シェイザー (Steve de Shazer),
 インスー・キム・バーグ (Insoo Kim Berg) を中心に開発
 Berg, Insoo Kim, Family-based Services: A Solution-focused Approach, New York: Norton, 1994.

問題の原因について考えるのではなく、
 問題が解決された状態やすでにうまくいっている部分
 (成功している部分)に焦点を当てる

①上手くいっているなら、それを変えない
 ②上手くいったら、またそれをする
 ③上手くいかなければ、別のことをする

質問法：
 ミラクル・クエスチョン
 スケーリング・クエスチョン
 コピーピング・クエスチョン、など

排除をつくらない相談支援とは①

“社会福祉士を取り巻く状況の変化”

少子高齢化が進展する中で、我が国の社会や地域、人々の意識が変化しており、高齢単身世帯や高齢夫婦のみの世帯が増加してきており、生活に困難する高齢者の増加、地域における個人や世帯の孤立化など、これまで家族によって支えられてきた課題を地域社会で支えていくことが求められている。

しかし、既存の制度では“対応”が難しい課題の顕在化
 ①制度が対象としていない生活課題への対応
 ②複合的な課題を抱える家族への対応
 ③外部からは見えにくい個人や家族が抱える課題への対応
 ※支援ニーズの多様化・複雑化
 ↓
 “支援困難”とされるケース（事例）への対応
 (“地域共生社会”の実現に向け社会福祉士への期待)

排除をつくらない相談支援とは②

社会福祉の制度的成熟は、そこからこぼれ落ちる人々の姿を浮き彫りにするという逆説を孕む。“支援”は制度化を必要とするが、全ての“支援”を制度化することはできない。

「制度からこぼれ落ちる人々」
 ヴァルネラビリティ（囲づきやすい人々）
 インボランタリークライエント（拒否的・消極的なクライエント）
 ↓
 「困難事例」

※社会福祉士に期待される「困難事例」への支援

Cf. 多職種連携のなかで問われる。
 ソーシャルワークの固有性、専門性
 “排除をつくらない相談支援”
 (ソーシャルワークのグローバル定義)

排除をつくらない相談支援とは③

「困難事例」
 ↓
 「専門職にとって支援困難な事例」
 (「厄介な利用者」を含意)

「Aさんは、困難事例。これ以上の支援は難しいと思います」
 ↓
 「困難事例」という言葉は、
 支援が上手くいかないことや断念を正当化するレトリック
 Cf. Margolin (1997=2003)

※私たちには、「困難事例」という言葉を用いることで、通常の支援に馴染まない利用者を支援の射程から遠ざけてきたのではないかどうか

● 排除をつくらない相談支援とは④

多様化・複雑化する福祉ニーズ
(貧困、児童、高齢、障害、地域、医療、教育、司法)

例えば、教育分野
虐待、貧困、いじめ、不登校、発達障害、LGBT、ゲーム依存
(見えにくい、繋がりにくい、届きにくい、連携しにくい)
↓
見えない課題を見る、
繋がらないクライエントと繋がる、
届きにくい支援を届ける、
連携しにくい他職種と連携する

※ “排除しない”相談支援の方法と体制
(分野横断的、断らない)



● 排除をつくらない相談支援体制の構築

ひとりの支援者にできることには限界がある
(もちろん、ひとりの支援者として可能な限り奮闘することは大切である)
↓
①すべての課題を支えることはできない
②支援者個人として偏りを完全に排除できない
③異動等もあり継続的な支援を行うことは難しい

※ひとりで抱え込むことは、結果として、排除を生む危険がある
ソーシャルワーカーとして何をすればよいか
↓
システム(仕組み)作り
(相談支援体制の構築、ミクロからメソ、マクロへ)
Cf. 黒子(くろこ)としての支援者の役割
(自分がいなくなってしまっても、きちんと機能していく仕組みづくり)



● ソーシャルワークにおけるICTの活用

ICT
(Information and Communication Technology、情報通信技術)

ソーシャルワークとの親和性
(繋がる／繋げる、孤立防止、連携を図る)

インターネット→緩やかな繋がり(災害に強い)

今後は、“支援”により積極的に活用していく必要性

しかし、課題も：
「これまで認知症予防や孤独解消にICT活用が進められてきたが、コロナ禍で動きが加速している。導入して終わりではなく、継続的なサポート体制の整備が必要。電子機器にも昔の黒電話のようなシンプルさが求められる」(荒井、2020年11月25日、産経新聞記事)

※ ICTは魔法の小箱ではない



●まとめ

テーマ：
“排除をつくらない相談支援体制の構築”

① 排除をつくらない相談支援とは
→地域共生社会の実現、分野横断的、断らない支援、困難事例への支援、新力での新しいアプローチ

② 断らない相談支援の機能
→見えない課題を見る、繋がらないクライエントと繋がる、届きにくい支援を届ける、連携しにくい多職種と連携する

③ 排除をつくらない相談支援の実践
→各グループ、全体シェア(アウトリーチ、連携など)



● 排除をつくらない相談支援の実践(演習)

“排除をつくらない相談支援”を実践するために、社会福祉士が果たさなければならない役割およびソーシャルワークの方法について、各グループで検討してください(演習)

検討する際のキーワード候補：

- ・社会福祉士の役割(医療職・心理職など他職種との比較から)
- ・アウトリーチ(訪問支援、生活面面接、ICTの活用)
- ・スクリーニング(クライエントの発見)
- ・リファー(繋げる、他機関連携、守秘義務)
- ・チームアプローチ(多職種での連携・協働、本人・住民を含めた連携)
- ・スーパービジョン(対人援助者監督指導、教育・管理・支持)
- ・伴走型支援(繋がり続ける支援、対話型は課題解決型支援)
- ・ICT(緩やかな繋がり、時空間の制約克服、非身体性、匿名性)
- ・その他(〇〇アプローチ、面接技術、ケアマネジメント、など)

